

# 就業規則（変更）届

〇〇 労働基準監督署長 殿

平成 〇 年 〇 月 〇 日

今回、別添のとおり当社の就業規則を~~作成~~・変更いたしましたので、  
労働者代表の意見書を添えて提出します。

## 主な変更事項

条文	改正前	改正後
	/	

## 記


### 【記入例 1】

原則として賛成しますが、下記の事項については今後検討願います。

- (1) 第〇条の勤務時間については、.....
- (2) 第〇条の年次有給休暇については、.....以上

### 【記入例 2】

特に意見はありません。

労働保険番号	播磨府県所轄	管轄	基幹番号	枝番号	被一括事業番号
ふりがな	〇	〇	〇	〇	〇
事業場名	〇〇株式会社				
所在地	〇〇市〇〇町×-×-× Ⅱ 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇				
代表者職氏名	代表取締役 難波 一郎 				
業種・労働者数	〇〇製造業				〇〇人

〔前回届出から名称変更があれば旧名称  
また、住所変更もあれば旧住所を記入。〕

# 意見書

平成 〇 年 〇 月 〇 日

〇〇株式会社  
代表取締役 難波 一郎 殿

平成 〇 年 〇 月 〇 日付をもって意見を求められた就業規則案  
について、下記のとおり意見を提出します。

労働者代表 大阪 太郎 

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	常時雇用する労働者数	協定の有効期間
		(〒 ー ) (電話番号: ー ー )		
業務の種類	該当労働者数	清算期間 (起算日)	清算期間における総労働時間	
		( )		
標準となる1日の労働時間		コアタイム	フレキシブルタイム	
		~	~	

協定の成立年月日 年 月 日  
 協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名  
 協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ( )  
 年 月 日  
 使用者 職名 氏名  
 \_\_\_\_\_ 労働基準監督署長殿

- 記載心得
- 1 「清算期間 (起算日)」の欄には、当該労働時間における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を ( ) 内に記入すること。
  - 2 「清算期間における総労働時間」の欄には、当該労働時間制の清算期間において、労働契約上労働者が労働すべき時間を記入すること。
  - 3 「標準となる1日の労働時間」の欄には、当該労働時間制において、年次有給休暇を取得した際に支払われる賃金の算定基礎となる労働時間の長さを記入すること。
  - 4 「コアタイム」の欄には、労働基準法施行規則第12条の3第1項第2号の労働者が労働しなければならない時間帯を定める場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻を記入すること。
  - 5 「フレキシブルタイム」の欄には、労働基準法施行規則第12条の3第1項第3号の労働者がその選択により労働することができる時間帯に制限を設ける場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻を記入すること。

【時間単位年休に関する労使協定例】

協 定 書

株式会社〇〇〇は、就業規則第〇条に定める年次有給休暇の時間単位での付与につき、従業員との間に下記のとおり、労使協定を締結する。

記

1. 時間単位での年次有給休暇 (以下「時間単位年休」という) を付与する従業員の範囲は、〇〇工場製造一課の生産職及び製造三課の技能職を除く全社の嘱託、短時間勤務者を含むすべての従業員とする。
2. 年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は、1年について5日を限度とする。
3. 時間単位年休における1日の時間数は、次のとおりとする。  
 A シフトの短時間勤務者・・・5時間  
 B シフトの短時間勤務者・・・6時間  
 上記以外の従業員・・・8時間
4. 取得できる時間単位年休の単位時間は、1時間とする。
5. 届出のあった時間単位年休が、事業の正常な運営を妨げる場合は、会社はその時季を変更することができる。
6. 本協定の時間単位年休に対して支払われる賃金は、「通常の賃金」により計算する。
7. 本協定の有効期間は、平成24年4月1日から一年間とする。

平成〇〇年〇月〇日  
 株式会社〇〇〇  
 代表取締役社長 難波 一郎 ㊟  
 株式会社〇〇〇  
 従業員代表 大阪 太郎 ㊟

【時間単位年休に関する就業規則の規定例】

(年次有給休暇の時間単位での付与)

- 第〇〇条 前条の年次有給休暇のうち1年について5日を限度として、次により時間単位の年次有給休暇 (以下「時間単位年休」という) を付与する。
- (1) 時間単位年休付与の対象者はすべての従業員とする。
  - (2) 時間単位年休における1日の時間数は8時間とする。
  - (3) 取得できる時間単位年休の単位時間は、1時間とする。
  - (4) 届出のあった時間単位年休が、事業の正常な運営を妨げる場合は、その時季を変更することができる。
  - (5) 本条の時間単位年休に対して支払われる賃金は、「通常の賃金」をもとに計算する。